

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

平成26年3月28日

熊 本 県

熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

熊本県（以下「甲」という。）と熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害（以下「災害」という。）の発生により、熊本県内の区域で被害が生じた場合において、高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別の配慮を要するものその他宿泊施設の利用が必要であると甲が認める者（以下「要配慮者等」という。）への宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請等）

- 第1条 甲は、災害が発生した時において、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を要配慮者等の避難所として利用する必要があると認めるときは、乙に対し、有償での宿泊施設の提供について協力を要請することができるものとする。
- 2 甲が、前項の規定により乙に協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。
- 4 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、受入れが可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力宿泊施設の業務内容）

第2条 乙の組合員は、前条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）において、要配慮者等に対し、次に掲げる業務を実施するものとする。

- （1）宿泊場所、食事及び入浴施設の提供（専門的な介護又は特別な配慮を要する食事の提供を除く。）
- （2）その他甲乙が協議し必要と認める業務

（協力宿泊施設への利用申込方法）

第3条 協力宿泊施設への利用申込みの方法は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、被災地の市町村に対し、協力宿泊施設の情報等を提供することができるものとする。

(受入対象期間)

第4条 協力宿泊施設における要配慮者等の受入期間は、災害救助法による救助基準に基づき、要配慮者等を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備され、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(利用費用等)

第5条 協力宿泊施設の利用に係る費用（第2条に規定する業務の実施に要した費用を含む。以下同じ。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第6条 乙は、第3条第1項の方法により行われた利用申込み後に、その変更又は取消しが発生した場合において、当該利用申込みをした者に対し、取消料等の損害賠償の請求を行わないものとする。

(輸送)

第7条 甲は、被災地から協力宿泊施設への要配慮者等の輸送について、乙及び協力宿泊施設に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、当該輸送に係る費用が生じた場合は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害が発生した時において、協力宿泊施設の提供が円滑に実施できるよう、平時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲、乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、当該期間終了の翌日から1年間この協定は、同一の条件をもって更新され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年3月28日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

乙 熊本市中央区練兵町45

熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長 小 山 榮 一 郎